

函館市地域公共交通協議会 令和 5 年度 事業計画
(案)

本協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。）および道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、公共交通に関する各種協議を行うほか、令和 4 年度委託事業「函館市地域公共交通計画策定に係る調査業務」の成果物を基に、函館市地域公共交通計画素案を作成するとともに、当該計画実施に向けた各種協議を行うこととする。